

地域における激甚な災害および感染症アウトブレイク等の 感染症危機管理の協力に関する申し合わせ

川崎市健康福祉局（以下「甲」という。）と KAWASAKI 地域感染制御協議会（以下「乙」という。）は、激甚な災害時および感染症アウトブレイク発生時等の感染症危機管理（以下「感染症危機管理等」という。）における協力について、次のとおり申し合わせを行う。

（総 則）

第1条 この申し合わせは、激甚な災害が発生した場合や、薬剤耐性菌による感染症アウトブレイクが発生した場合など、川崎市内における感染症危機管理事象等発生時に甲に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（職員の派遣）

第2条 甲は、感染症危機管理事象等が発生し専門的見地による指導、助言を行う際、協力が必要と判断した場合は、乙に対し、感染症危機管理事象等発生時職員派遣依頼書（様式第1号）をもって、派遣を要請するものとする。

- 2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに専門家チームを編成し甲の指定する場所に派遣するものとする。
- 3 乙は、地域における感染症危機管理事象等の発生状況および各施設の状況を鑑み、協力が困難と考えられる場合は、甲の要請を断ることができる。

（専門家チームの業務）

第3条 専門家チームは、甲の指定する場所において活動を行うことを原則とする。
2 専門家チームの業務は、感染症危機管理事象の対応に関する専門的見地による指導、助言とする。

（費用弁償等）

- 第4条 第2条第2項に基づき、乙が甲の指定する場所に専門家チームを派遣した際に要した旅費実費については、甲がその規定に基づき負担するものとする。
- 2 乙は、旅費実費の請求にあたり、感染症危機管理事象等発生時職員派遣報告書（様式第2号）及び甲が別途指定する請求書を甲に提出するものとする。

（協 議）

第5条 この協定に定めのいない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期限）

第6条 この申し合わせの有効期限は、協定締結の日から令和3年3月31日までとす

る。ただし、この申し合わせの有効期間満了日の1ヶ月前までに、改廃について甲乙協議を行い、双方延長の合意を得た場合は、さらに1年間更新するものとし、その後の更新についても同様とする。

この申し合わせを証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年2月7日

甲： 川崎市健康福祉局
局長 北篤彦



乙： KAWASAKI 地域感染制御協議会
代表 望月徹



KAWASAKI 地域感染制御協議会

様

川崎市健康福祉局長

感染症危機管理事象等発生時職員派遣依頼書

地域における甚大な災害および感染症アウトブレイク等の感染症危機管理の協力に関する申し合わせ
第2条第1項の規定に基づき、次のとおり職員の派遣を依頼します。

事象の種別 *該当するものに○	災害（地震・風水害・都市災害・その他_____） 感染症アウトブレイク（_____） その他（_____）
派遣依頼日時	年 月 日（ ） AM ・ PM 時
派遣場所	名称等 住 所
派遣依頼人数 *該当するものに○	1 指定あり _____ 人 2 指定なし
備考	



年 月 日

川崎市健康福祉局長様

KAWASAKI 地域感染制御協議会
代 表

感染症危機管理事象等発生時職員派遣報告書

地域における甚大な災害および感染症アウトブレイク等の感染症危機管理の協力に関する申し合わせ
第4条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事象の種別 *該当するものに○	災害 (地震 ・ 風水害 ・ 都市災害 ・ その他 _____) 感染症アウトブレイク (_____) その他 (_____)
派遣日時 <small>西暦</small>	自 年 月 日 () AM ・ PM 時 至 年 月 日 () AM ・ PM 時
派遣場所 <small>西暦</small>	名称等 住 所 最寄り駅 (バスの場合はバス停)
派遣人数	名

派遣職員一覧

*行が足りない場合は適宜別紙等に御記入ください

氏名	住所	最寄駅	振込先	印